

議案 3

富山県立富山西高等学校三柏会(同窓会)会則改定

第3章 役員

第5条 本会の会務を処理するため、次の役員を置く。

現 行

1. 会長 1名 1. 副会長 若干名 1. 理事 若干名
2. 監事 3名 1. 幹事 若干名 1. 顧問 若干名
1. 評議員 各卒業年度クラス代表者 2名

改 正

1. 会長 1名 1. 副会長 若干名 1. 理事 若干名
- 1. 学年代表理事 各学年 1名**
1. 監事 3名 1. 幹事 若干名 1. 顧問 若干名
1. 評議員 各卒業年度クラス代表者 2名

第7条

現 行

理事、幹事、評議員は会長これを委嘱する。

改 正

理事、**学年代表理事**、幹事、評議員は会長これを委嘱する。